

# 「子どもアートDay」実行委員会 会則

## 第一章 総則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、名称を「子どもアートDay」実行委員会（以下、「委員会」）と称し、次の所在地に置く。島根県松江市殿町158。

(目的)

第2条 委員会は、島根県内の親子がアートと出会う場として、また地域の子どもと文化に関わる団体同士によるネットワーク創出のきっかけとするために、「子どもアートDay」を企画・実施し、もって子どものための芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「子どもアートDay」の企画、準備、運営に関すること。
- (2) 関係団体、関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## 第二章 組織

(役員)

第4条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 監事 2名

(組織および役員を選任)

第5条 委員長は、委員の互選によって定める。

2 副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、委員会の業務及び会計を監査し、委員会に報告する。

(任期)

第7条 委員、役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

## 第三章 会議

(実行委員会)

第8条 委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他委員会の運営に関する重要な事項

3 会議の議長は委員長、又は委員長の委任したものが行い、議事は出席者の過半数をもって決する。

#### 第四章 会計

(会計)

第9条 委員会の経費は、補助金、協賛金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

#### 第五章 事務局

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 第六章 補則

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において審議のうえ、定めることができる。

(設立年月日)

第12条 この会の設立年月日は2020年1月16日とする。

#### 附則

この会則は、2020年1月16日から施行する。

この会則の変更は、2020年1月29日から施行する。

この会則の変更は、2022年6月30日から施行する。